



議案第十四号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部改正について

次のとおり公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正する条例

公営三朝ユースホステル使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表一宿泊料の項中「八〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、昭和五十八年三月三十一日の宿泊者については、なお従前の例による。